

(労) 労働局

	特定求職者雇用開発助成金に基づく「雇入れ関係の助成金」 特定求職者雇用開発助成金 …高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者など、就職が特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給される助成金です。これらの方の雇用機会の増大、雇用の安定を図ることを目的としています。		トライアル雇用助成金 …職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。	障害者雇用納付金制度に基づく「雇用環境の整備関係等の助成金」 障害者雇用納付金制度 …障害者雇用率未達成の事業主に納付金（月額：未達成人数×5万）を収めてもらいそれを財源とします。社会連帯責任の理念に立って、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。	キャリアアップ助成金 …キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）は、障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、 ・有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）または無期雇用労働者に転換する措置 ・無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置 のいずれかを継続的に講じた場合、助成金を受けることができます。
	対象者	助成率	支給額	支給期間	その他・助成金説明
(労) 特定就職困難者	身体障害者・知的障害者 * 重度以外		①1人:120万 * 中小企業以外50万 ②短時間労働者(週20h以上30h未満) 1人:80万 * 中小企業以外30万		
(労) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発	身体障害者・知的障害者(重度または45歳以上) 精神障害者		①1人:240万 * 中小企業以外100万 ②短時間労働者(週20h以上30h未満) 1人:80万 * 中小企業以外30万		
(労) 障害者トライアル	①、②両方の条件を満たす物 ①障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者 ②ア～エいずれかの該当者 ア 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者 イ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者 ウ 紹介日以前において離職している期間が6か月を超えている者 エ 重度身体障害、重度知的障害、精神障害		①精神障害者 ・雇入れから3か月間:1人月8万まで ・雇入れから4か月以降:1人月4万まで ②精神障害者以外 ・1人月4万まで	①精神障害者 ・助成期間:6か月まで * トライアル雇用期間:原則6～12か月 ②精神障害者以外 ・助成期間:3か月まで * トライアル雇用期間:原則3か月 テレワーク勤務者は6か月まで	
(労) 障害者短期時間トライアル	精神障害者・発達障害者 * 週20h以上勤務が難しい者で3か月から12か月の期間をかけながら週20h以上の就業を目指す		1人:月4万まで	12か月まで	
(J) 障害者介助等助成金 以下の1～9			●以下にある「1回」とは「同一日」に行った		雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。
1 職場介助者の配置助成金	①事務的業務に従事する重度視覚障害者 * 2級以上の視覚障害者 ②重度四肢機能障害者 * 2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複 * 乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害および移動機能障害を重複 ①、②の在宅勤務者も含む		1人:月15万	10年	
2 職場介助者の委嘱助成金	①事務的業務に従事する重度視覚障害者 * 2級以上の視覚障害者 ②重度四肢機能障害者 * 2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複 * 乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害および移動機能障害を重複 ③事務的業務以外の業務に従事する重度視覚障害者 ①、②、③の在宅勤務者も含む	3/4	①、②の対象者1人:1回1万(年150万まで) ③の対象者1人:1回1万(年24万まで)	10年	
3 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金	①事務的業務に従事する重度視覚障害者 * 2級以上の視覚障害者 ②重度四肢機能障害者 * 2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複 * 乳幼児期以前の非進行性脳病変による上肢機能障害および移動機能障害を重複 ③事務的業務以外の業務に従事する重度視覚障害者 ①、②、③の在宅勤務者も含む	2/3	(配置) ①、②の対象者1人:月13万 (委嘱) ①、②の対象者1人:1回9千(年135万円まで) (委嘱) ③の対象者1人:1回9千(年22万円まで)	5年	障害者介助等助成金の職場介助者の配置または委嘱助成金の支給期間が終了した事業主であって、その支給対象となる障害者を労働者として継続雇用するために、引き続き職場介助者の配置または委嘱をする。
4 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金	6級以上の聴覚障害者 * 在宅勤務者も含む	3/4	1人:1回6千	10年	
5 障害者相談窓口担当者の委嘱助成金 新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する	身体障がい者・知的障害者・精神障害者 * 在宅勤務者も含む		(専従) 1人:月8万 * 給与月額の1/3の額が8万を下回る場合はその額 (兼任) 1人:月1万 * 給与月額の1/10の額が1万を下回る場合はその額	(専従) 1人につき6か月までかつ2人まで (兼任) 1人につき6か月まで(中小企業は12か月まで) かつ5人まで ●支給回数:1回	障害者と障害者でない方との均等な機会もしくは待遇の確保または障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置(以下「合理的配慮」といいます。)の提供に対応するため、支給対象障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる方の増配置または委嘱
5 障害者相談窓口担当者の委嘱助成金 障害者相談窓口担当者に研修を受講させる		研修受講費2/3	①研修受講費の20万まで ②研修受講した障害者相談窓口担当者1人:700円(上限10hかつ10人まで) * ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く	●支給回数:1回	

5 障害者相談窓口担当者の委嘱助成金 相談窓口業務等を専門機関に委託する		2/3	月10万まで	6か月まで ●支給回数：1回	
6 職場復帰助成金	身体障害者・精神障害者（発達障害のみの方は除く） 難病等・高次脳機能障害者 *在宅勤務者も含む		①1人：月6万（中小企業以外4.5万） ②職務開発等に関する措置に伴い講習を行った場合、①加えて講習に要した対象経費を次のとおり支給します。 （要した経費） ・5万以上10万未満→3万（中小企業以外2万） ・10万以上20万未満→6万（中小企業以外4.5万） ・20万以上→12万（中小企業以外9万）	1年	中途障害等により退職等を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のため必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続すること
7 職場支援員の配置助成金 *雇用契約による配置 *雇入れや配置転換、職場復帰日、勤務時間変更等の翌日から6か月以内に配置	身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・難病等・高次脳機能障害者 *在宅勤務者も含む		①短時間労働者以外の方 1人：月4万（中小企業以外3万） ②短時間労働者 1人：月2万（中小企業以外1.5万） *職場支援員1人：3人まで対応可	2年 *精神：3年	障害者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置（＝雇用）または委嘱すること
8 職場支援員の委嘱助成金 *雇入れや配置転換、職場復帰日、勤務時間変更等の翌日から6か月以内に委嘱			1回1万（月4万まで） *職場支援員1人：3人まで対応可	2年 *精神：3年	
9 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	①～③すべての該当者 ①身体障害者・知的障害者・精神障害者 ②重度訪問介護・行動援護・同行援護の利用者 ③重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村が職場介助支援を必要と認めた方	委託費の9/10 （中小企業以外4/5）	1人：月15万（中小企業以外13.3万）	年度末までの支給なので毎年申請する	職場での業務に必要な介助を重度訪問介護等に委託する
(J) 職場適応援助者（ジョブコーチともいいます）助成金 以下の1～2					職場適応に課題を抱える障害者に対して、訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する場合には、その費用の一部を、期間を定め助成する
1 訪問型職場適応援助助成金 *障害者職業リハビリテーションセンターまたは承認した支援計画に基づく支援 *自社の障害者は対象外	身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者・難病等 高次脳機能障害者・障害者職業リハビリテーションセンターが作成したリハビリテーション計画のある方	養成研修1/2	①精神障害者 1日：3時間以上1.6万 3時間未満8千 ②精神障害者以外 1日：4時間以上1.6万 4時間未満8千	①精神障害者 2年8ヶ月 ②精神障害者以外 1年8ヶ月	
2 企業在籍型職場適応援助助成金			①精神障害者 ・短時間労働 月6万（中小企業以外5万） ・短時間労働者以外 月12万（中小企業以外9万） ②精神障害者以外 ・短時間労働 月4万（中小企業以外3万） ・短時間労働者以外 月8万（中小企業以外6万）	6か月	
(J) 重度障害者等通勤対策助成金 以下の1～9					通勤を容易にするための措置を行わなければ、雇用の継続が困難であると認められる場合に、その費用の一部を助成するものです。なお、対象障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過している場合は、やむを得ないと認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから支給対象となりません
1 重度障害者等住宅の賃借助成金	・重度身体障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、5級の体幹機能障害および5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上の重複者 ・知的障害者 ・精神障害者		①世帯用：月10万 ②単身者用：月6万		次のいずれにも該当する事業主への助成金 ①支給対象障害者を入居させるための特別な構造または設備を備えた世帯用または単身用住宅の賃借を行う事業所の事業主（住宅の賃借に要する費用の全部を支給対象障害者から徴収する事業主を除きます） ②支給対象障害者が障害により通勤することが容易でないため、住宅に入居させなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業所の事業主
2 指導員の配置助成金			1人配置：月15万	10年	次のいずれにも該当する事業主への助成金 ①障害により通勤することが容易でない5人以上の支給対象障害者を特別の構造または設備を備えた同一の住宅に入居させなければ、支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業主等 ②（1）の住宅に支給対象障害者の通勤を容易にするための指導、援助等の業務を担当する者（指導員）を当該住宅に専任して配置（原則として同一敷地内に居住するものに限りません）しなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業主等
3 住宅手当の支払助成金				1人：月6万	

4 通勤用バスの購入助成金		3/4	バス1台:700万		支給対象の重度障害者等を5人以上労働者として雇用する事業所の事業主または事業主で構成する事業主団体で、次のいずれにも該当する事業主への助成金 ①障害により通勤することが容易でない5人以上の支給対象障害者の通勤のため、原則として、特別の構造または設備を備えたバス(通勤用バス)を購入する事業主等 ②支給対象障害者が障害により通勤することが容易でないため、通勤用バスを購入しなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業主等
5 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金			1人:1回6千	10年	障害により通勤することが容易でない5人以上の支給対象障害者の雇用継続を図ることを目的とし通勤用バスの送迎運転に従事する方(運転従事者)の委嘱を行う事業主への助成金 *就労継続支援A型事業所であって、送迎加算に関する届出書を提出している事業主等は対象外。ただし、事業所において、送迎加算の対象とならない事業所の職員である障害者に措置する場合は支給対象となる
6 通勤援助の委嘱助成金			①1人:1回2千 ②交通費:1認定3万	1か月	次のいずれにも該当する事業主への助成金 ①障害により通勤することが容易でない支給対象障害者の通勤(公共交通機関を利用する通勤に限ります)を容易にするための指導・援助等を行う方(通勤援助者)を委嘱する事業所の事業主 ②支給対象障害者が障害により通勤することが容易でないため、通勤援助者を委嘱しなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業所の事業主
7 駐車場の賃借助成金			1人:月5万	10年	障害により公共交通機関等を利用して通勤することが容易でない支給対象障害者に対し、支給対象障害者自らが自動車を運転して通勤することを認め、その支給対象障害者に使用させるための駐車場を賃借しなければ支給対象障害者の雇用の継続を図ることが困難である事業所の事業主(駐車場の賃借に要する費用の全部を支給対象障害者から徴収する事業主を除きます)
8 通勤用自動車の購入助成金	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある方 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、5級の体幹機能障害および5級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上の重複者		1台購入:150万 (1級または2級の両上肢の場合:250万)		次のいずれにも該当する事業主 ①障害により通勤することが容易でない支給対象障害者が自ら運転して通勤するための自動車(通勤用自動車)を購入する事業所の事業主 ②支給対象障害者が障害により通勤が容易でないため、通勤用自動車を購入しなければ雇用の継続を図ることが困難である事業所の事業主
9 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	①～③すべての該当者 ①身体障害者・知的障害者・精神障害者 ②重度訪問介護・行動援護・同行援護の利用者 ③重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村が職場介助支援を必要と認めた方	委託費の9/10 (中小企業以外4/5)	1人:月:8.4万 (中小企業以外7.4万)	委託支援開始から3か月まで →4か月目からは市町村の「特別事業」で助成する	公共交通機関の利用に必要な援助
(J) 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	①重度身体障害者 ②知的障害者(重度知的障害者でない短時間労働者を除く) ③精神障害者	2/3 *3/4特例	1認定:5000万 *この助成金、従前の施設改善助成金、第2種重度障害者施設設置等(設備更新)助成金、平成23年3月31日以前の第2種重度障害者施設設置等助成金の総支給額と合算して1億円が限度です。		重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数(10名以上かつ重度障害者の割合が2/10を超えている)継続して雇用し、かつ、安定した雇用(1年以上)を継続することができると思われる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
(J) 障害者福祉施設設置等助成金	身体障害者・知的障害者・精神障害者	1/3	①対象障害者につき1人225万円 ②短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 ③同一事業所または同一事業主の団体につき同一年度当たり2,250万円を限度とする		障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設等の設置・整備をする場合に、その費用の一部を助成するものです。
(J) 第1種(障害者)作業施設設置等助成金	身体障害者・知的障害者・精神障害者 *在宅勤務者も含む	2/3	①1人:450万 *作業設備のみ1人:150万 *中途障害:450万 ②短時間労働者(重度身体・重度知的・精神を除く)は①の半額 ○1事業所一回会計年度につき合計4500万		障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う(賃借による設置を含む)場合に、その費用の一部を助成するものです。
(J) 第2種(障害者)作業施設設置等助成金			①1人:月13万 *作業設備のみ1人:月5万 *中途障害:13万 ②短時間労働者(重度身体・重度知的・精神を除く)は①の半額	3年	

(労) キャリアアップ助成金 (障害者正社員化)	重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者	①有期雇用から正規雇用への転換 120万(中小企業以外90万) ②有期雇用から無期雇用への転換 60万(中小企業以外45万) ③無期雇用から正規雇用への転換 60万(中小企業以外45万)	1年	障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、 ・有期雇用労働者を正規雇用労働者(多様な正社員を含む)または無期雇用労働者に転換する措置 ・無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する措置 のいずれかを継続的に講じた場合、助成金を受けることができます。
	身体障害者・知的障害者・発達障害者・難病 高次脳機能障害者	①有期雇用から正規雇用への転換 90万(中小企業以外67.5万) ②有期雇用から無期雇用への転換 45万(中小企業以外33万) ③無期雇用から正規雇用への転換 45万(中小企業以外33万)		
(府) 障害者定着支援事業費補助金 ⇒「職場支援員の配置および委嘱助成金」				障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対して助成するものであり、障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図ることを目的としています。
(府) 障害者雇用施設整備事業費補助金 ⇒「障害者雇用施設整備事業」 「障害者定着支援事業」 「特例子会社設立等推進事業」 「特定組合等認定推進事業」 「障害者多数雇用事業所設置法人設立等推進事業」			各事業100万	京都府では、障害のある人の安定的な雇用の確保や就労の機会の拡大を図るため、障害のある人を雇用する上で必要となる施設・設備等の整備や職場定着事業を実施する事業主へ補助を行っています。